

品川区飼い主のいない猫との共生モデル事業助成実施要綱

制定 平成28年3月22日 要綱第117号

改正 令和3年7月16日 要綱第253号

(目的)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫との共生モデル地区に生息する飼い主のいない猫に対して不妊・去勢手術に要する経費および医療費を助成することにより、猫の不必要な繁殖による増加を抑え、地域住民に対する被害および迷惑を未然に防止し、快適な生活環境の保持および動物の愛護思想の普及を図ることを目的とする。

(共生モデル地区)

第2条 この要綱において、飼い主のいない猫との共生モデル地区とは、「飼い主のいない猫との共生モデル事業指針」により認定されたモデル地区をいう。

(事業の内容)

第3条 区は、飼い主のいない猫との共生モデル地区の猫の不妊・去勢手術費および医療費の助成を申請する者（以下「申請者」という。）に対し、予算の範囲内で、不妊・去勢手術に要する経費および医療費の全部または一部を助成する。

(助成対象者)

第4条 助成を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者

- (1) 飼い主のいない猫との共生モデル地区事業の申請者または町会・自治会の代表者
- (2) 飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術または医療行為を実施した後、申請を行い、助成を受けようとする者

(助成金額)

第5条 助成金額は、1頭につき次に掲げる額を限度とする。

- (1) 不妊手術（雌） 18,000円
- (2) 去勢手術（雄） 10,000円
- (3) 医療行為 7,000円

2 前項に規定する不妊手術とは、雌猫の卵巣または子宮の摘除を、去勢手術とは、雄猫の精巣の摘除をいう。また、医療行為とは、ワクチンの接種等をいう。

(不妊・去勢手術および医療行為完了証明書)

第6条 申請者は、第5条2項に規定する不妊・去勢手術および医療行為（以下「手術等」という。）が完了した後、手術等を実施した獣医師に、飼い主のいない猫との共生モデル事業助成不妊・去勢手術および医療行為完了証明書（第1号様式）への記入を依頼し、当該手術等が完了した旨の証明を受ける。

(不妊・去勢手術および医療行為後の返送等)

第7条 申請者は、第5条2項に規定する手術等が完了した後、手術等を実施した獣医師の指定する日に当該猫を引き取り、元の場所に返送することを原則とする。

(申請手続きおよび助成金の請求)

第8条 申請者は、手術等の完了の日から起算して30日以内に、飼い主のいない猫との共生モデル事業助成不妊・去勢手術および医療行為完了証明書（第1号様式）および飼い主のいない猫との共生モデル事業助成承認申請書および助成金請求書（第2号様式）を区長に提出し、助

成金の承認申請および請求を行う。

(助成承認)

第9条 区長は、申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、助成することを適当と認めるときは、予算の範囲内で、助成金の交付決定を行うものとする。

2 区長は、助成をすることを不適当と認めるときは、飼い主のいない猫との共生モデル事業助成不承認通知書(第3号様式)を交付する。

(助成金の交付)

第10条 区長は、毎月の請求案件ごとに飼い主のいない猫との共生モデル事業助成不妊・去勢手術および医療行為完了証明書(第1号様式)の確認後、適法な請求書に基づき、翌月すみやかに交付する。なお、助成金の交付は口座振込とする。

(決定の取消等)

第11条 区長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の承認決定を受けたときには、助成金の承認を取り消すことができる。

2 区長は、承認決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の全額を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、品川区保健所長が定める。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年7月16日から施行する。